

広島県告示第二百二十二号

平成元年広島県告示第四百二十四号（広島県立総合精神保健福祉センターの診療料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

「百分の百五」を「百分の百八」に改める。